

# 令和7年度先進環境対応自動車導入促進費補助金

## 【令和7年度補助事業の概要（導入後申請）】

※営業用車両（いわゆる緑(黒)ナンバー)や2「補助対象車両と補助額」に記載していない車種は導入前申請になります。詳しくは県 web ページでご確認ください。

(URL : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/car-subsidy.html>)

### 1 補助対象者

中小企業等の事業者及び左記事業者へ車両を貸し渡すリース事業者

### 2 補助対象車両と補助額

2025年4月1日～2026年3月31日に愛知県内の事業所で登録する新車

対象車両	補助額
EV（トラック） 【車両総重量 2.5t 以下に限る】	A×1,000円 上限 40万円 A：一充電走行距離 (km)
PHV（トラック）	20万円（定額）
EV（乗用車）	【3ナンバー車】(A-200) × 2,000円 【3ナンバー車以外】 A×1,000円 いずれも上限 40万円 A：一充電走行距離 (km)
PHV（乗用車）	10万円（定額）
FCV（乗用車）	100万円（定額）

### 3 申請期限

- ・車両の登録から 30 日以内
  - ・募集期間：2026年3月31日（火）正午まで（必着）
- [注意] 先着順・予算額に達し次第、締切前でも受付を終了します

### 4 申請の流れ

- ① 車両の登録
- ② 申請書の提出
- ③ 受付・審査
- ④ 交付決定通知の送付
- ⑤ 補助金の支払

※①～⑤まで概ね3か月程度です。

# 令和7年度先進環境対応自動車導入促進費補助金

## 【申請における注意事項】

不備がある書類につきましては、書類の不備が解消するまで審査が止まり、補助金の支払いが遅くなります。

つきましては、下記の注意事項（よくある誤り）及び本県のWeb ページに掲載されている「申請の手引き」を事前に必ず確認した上で申請してください。

本書を御覧になった御担当者様におかれましては、関係者への周知を徹底していただくとともに、他店舗、関連会社等に共有いただき、適切な御対応をお願いいたします。

### 1 全般

1—1 自家用登録の乗用車の場合、以下の車両は補助対象外であること。

・ メーカー希望小売価格（税抜）1,000万円を超えるEV・PHV

・ 外部給電機能を有しないEV・PHV・FCV

※貨物自動車（軽貨物含む）には、上記の要件は適用されません。

1—2 車両の登録から30日以内に申請すること。

1—3 文字はデータ入力か手書き（楷書）とすること。

### 2 交付申請書兼実績報告書（様式第1の2）

2—1 「3 誓約事項」を確認の上、チェックすること。

2—2 販売店の担当者を申請書に関する連絡先としている場合は、「4 連絡先等」に当該店舗名、担当者名及び連絡先（特にメールアドレス）を記入すること。

### 3 現在事項全部証明書・履歴事項全部証明書又は住民票の写し

3—1 原本を提出すること（コピー不可）。

### 4 前年度所得税の確定申告書（写し）

4—1 第一表及び第二表の両方を提出すること。

### 5 使用目的等に係る申立書

5—1 使用の本拠の位置が法人の登記簿に記載がない場合又は個人事業主

5—2 令和7年度先進環境対応自動車導入促進費補助金 てどのよう  
に使用するか、その詳細を記入すること。

## 【令和7年度制度変更点】

今年度制度における主な変更点は以下のとおりです。

### 1 リース車両の契約期間について

今年度から、リース車両につきましては、リース契約期間が財産処分の制限期間以上であることを補助要件に追加します。

### 2 電気自動車トラックについて

今年度から、電気自動車トラックにつきましては、車両総重量 2.5t 以下と車両総重量 2.5t 超で補助金の額が変わります。

車両総重量 2.5t 超の車両につきましては、車両本体価格と通常車両本体価格との差額の 2/9 (上限 277.7 万円)、車両総重量 2.5t 以下の車両につきましては、一充電走行距離 (km) × 1,000 (円/km) (上限 40 万円)となります。

車両総重量 2.5t 超の車両の申請につきましては、自家用登録、営業用登録に関わらず導入前申請になります。そのため、必ず車両の導入前に申請をしてください。

なお、車両総重量 2.5t 以下の車両の申請につきましては、自家用登録は導入後申請、営業用登録は導入前申請になります。

電気自動車トラックの申請時期

自家用・営業用の別 車両総重量	自家用	営業用
2.5t 超	導入前申請	導入前申請
2.5t 以下	導入後申請	導入前申請

### 3 燃料電池自動車トラック及び燃料電池自動車バスについて

今年度から、燃料電池自動車トラック及び燃料電池自動車バスにつきましては、市町村及び一部事務組合が新たに対象となります。

また、従来の車両本体価格と通常車両価格との差額に対する補助に加え、メンテナンス費用を含むリース料の差額に対して、新たに上乗せで補助します。

申請書送付先及び問合せ先につきましては、燃料電池自動車トラック及び燃料電池自動車バスのみ経済産業局水素社会実装推進課となりますので、ご注意ください。